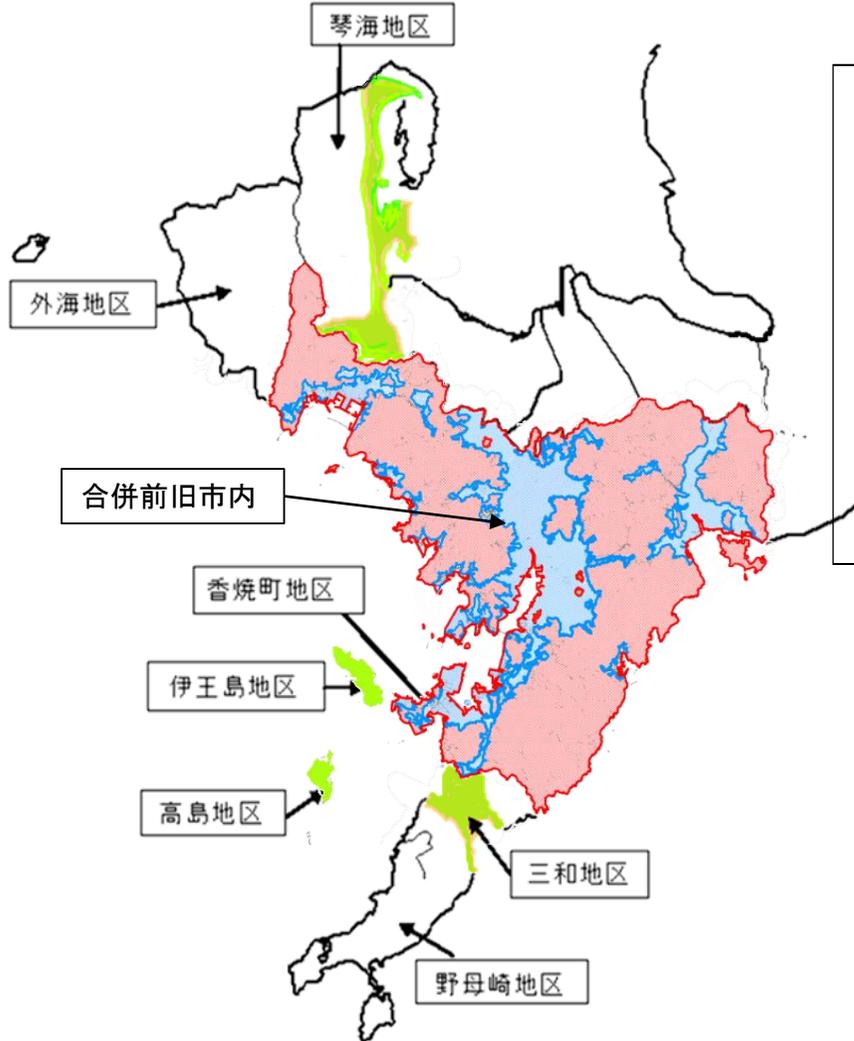


# 4. 長崎市の都市基盤

## (1) 都市計画規制

我が国には、「まちづくりの決まりごと」があります。  
具体的には、都市計画法という法律で定められています。



### 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

1.  都市計画区域外
  - ・都市計画区域外の区域。
  - ・1ha以上の開発行為は、許可が必要。
2.  市街化調整区域
  - ・市街化を抑制すべき区域として、開発行為が原則的に禁止されている区域。
3.  非線引き都市計画区域
  - ・市街化区域と市街化調整区域の区別がない都市計画区域。
  - ・3,000㎡以上の開発行為は、許可が必要。
4.  市街化区域
  - ・すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
  - ・1,000㎡以上の開発行為は、許可が必要とされるが、別途定められる用途規制に合致している場合には、原則として許可される。